

## 任期付短時間勤務職員制度に係る現行の要件について

## 【任期付法第 5 条第 1 項】

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第五条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務<sub>(※)</sub>のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(※)については、以下のとおり

第四条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

- 一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務<sub>(a)</sub>
- 二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務<sub>(b)</sub>

## &lt;想定されるケース&gt;

- 国民体育大会、博覧会等のイベントの開催準備を行う職に職員を採用する場合  
→ (a)、(b)に該当
- 給食調理、ごみ収集、福祉サービス等、現在は公務部内において実施している業務であって、ある時点をもって当該業務を外部に委託することが決定されている場合に、当該業務に係る職に職員を採用する場合  
→ (a)に該当
- 不採算施設、既に役割を終えたと判断された公共施設等の管理・運営の業務であって、ある時点をもって当該公共施設等を廃止しようとする場合に、当該業務に係る職に職員を採用する場合  
→ (a)に該当 (廃止に当たって業務が増加する場合には(b)にも該当する)
- 道路、ダム等の建設を行う業務であって、当該業務の終期が明確な場合に、当該業務に係る職に職員を採用する場合  
→ (a)に該当

【任期付法第5条第2項】

第五条（第1項 略）

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長<sup>(a)</sup>し、若しくは繁忙時における提供体制を充実<sup>(b)</sup>し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合<sup>(c)</sup>において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

<想定されるケース>

- 住民票や戸籍の受付等の業務を閉庁日に行うこととした場合で、当該業務に従事する短時間勤務職員を採用する場合  
→ (a) に該当
- 国保・年金の相談業務等の窓口延長を行う場合（又は、従来は受付時間外としていた時間を受付時間とする場合）で、当該業務に従事する短時間勤務職員を採用する場合  
→ (a) に該当
- 早朝保育、延長保育のための短時間勤務の保育士を採用する場合  
→ (a) に該当
- 住民票や戸籍の受付等の業務について、来庁者が多数になる時間帯にのみ当該業務に従事する短時間勤務職員を採用する場合  
→ (b) に該当

※ なお、(c)については、上記で採用されるようなケースを維持する場合と想定される。